第10章 撤去工事

1. 撤去工事

- (1) 撤去工事の区分
 - ※使用しない給水管等を撤去する場合は、原則として配水管からの分岐部で閉止する。 また、給水管の引込みは、1つの区画・敷地につき1本が原則であるが、特別な理由がある場合は、 下表で指定する閉止位置・方法により、その例外を認める。
 - ※ 1つの区画・敷地に複数本ある給水管のうち使用しないものについて、将来的に給水の予定があるとして第一止水栓(無い場合は敷地内の官民境界)で閉止する場合は、給水装置工事申込書に申込者から 念書を得ること。

区分		閉止位置	閉止方法等
以後、使用予 定の無い給水 装置を撤去	下記以外	配水管の分岐部	【EFサドル(止水プラグ付き)の場合】 ・止水用プラグを挿入してEFキャップ止め 【分水栓の場合】 ・ユニオンを外して砲金キャップ止め 【チーズ分岐の場合】 ・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)
	将来的に配水管の 布設替えの予定が ある場合	敷地内の官民境界	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)・標示杭設置 (申込者負担)
給水管の取出し口径の変更に伴い 不要となる給水管がある場合		配水管の分岐部	【EFサドル(止水プラグ付き)の場合】 ・止水用プラグを挿入してEFキャップ止め 【分水栓の場合】 ・ユニオンを外して砲金キャップ止め 【チーズ分岐の場合】 ・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)
区画変更等に より1つの区 画に給水管の 引込みが2本 以上となった	うち、使用しない 給水管	敷地内の官民境界	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)・標示杭設置 (申込者負担)
	将来的に給水の 予定がある給水管	第一止水栓 (無い場合は敷地 内の官民境界)	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)・標示杭設置 (申込者負担)
給水装置の一部を撤去するが、以後 も給水の予定がある		第一止水栓 直結止水栓 給水管の切断部 など適宜	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)・プラグ止め (直結止水栓の場合)

(2) 撤去にかかる申込書や報告書には、閉止位置のオフセットを原則として3点以上正しく測定し記入すること。

☞関連事項

- ・申込書や報告書にかかる事務は第13章 (31ページ)を参照のこと。
- ・様式は別冊の「様式集」を参照のこと。